

住所不明組合員のみなし脱退に関する公告

2025年11月11日

生活協同組合パルシステム山梨 長野

代表理事 理事長 古家 滋子

生活協同組合パルシステム山梨 長野 定款第9条(届出の義務)、10条(自由脱退)、および「長期住所不明組合員のみなし自由脱退に関する規則」に基づき、2年間以上、住所確認ができず利用実績のない組合員について「みなし自由脱退対象者」とした手続きを、予定することを公告致します。

条件に該当すると思われる組合員の方は、本公告期間中にお近くの配送センターか本部事務所 管理部 総務課までご連絡ください。ご住所を確認された方については「みなし自由脱退対象者」から除外致します。

なお、対象となっている組合員の方のお名前は各配送センターか本部事務所 管理部 総務課にて確認できますのでお申し付けください。ご本人からのご連絡がない場合は、2025年3月31日をもって脱退者として脱退の手続きをとらせていただきます。

■公告期間

2025年11月11日～2024年12月10日

■対象となる方

2022年より2年間住所の変更届を行わず、住所確認が出来なかった組合員が対象です。なお、今回の該当組合員は2021年に「ご利用再開のご案内」を送付し宛名不在で戻り、その後2023年と2024年に同様のご案内を送付し宛名不在で戻った方205名です。

■その他

公告期間中に新しい住所が確認できた方は、「みなし脱退」手続きを取り消します。

なお、「みなし脱退」手続きをしますと組合員資格はなくなりますが、2027年3月31日までの2年間は出資金をお預かりしています。この間にお申し出いただければ、組合員として再登録するか、出資金をお返しすることができます。これ以降はお返しできなくなりますのでご了承ください

■お問合せ先

パルシステム山梨 長野 管理・運営本部 管理部 総務課

TEL 055-243-6327 (受付:月～金/9時～17時30分)